

I 現状と課題

1 現状

(1) 都内公園における児童遊具広場の現状

都内には、約 8,300 カ所の都市公園があり、そのほとんどの公園に、児童遊具広場が整備されている。それらの広場には、自然の中での遊び、冒険的な遊び、スポーツ的な遊び、幼児に配慮した遊び、家族での遊びなどが楽しめる、多様で特色ある遊具が整備されている。

【解 説】

都内の都市公園の児童遊具広場は、遊びの多様化や、子育てニーズに対応するかたちで、整備、充実が図られてきた。



写真1 都立小金井公園のわんぱく広場 小学校高学年向きで、冒険性の高い遊び場として整備されている。車いす等への対応は特にしていない。

(2) 都内公園における「だれもが遊べる児童遊具広場」の現状

平成 18（2006）年、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合・拡充する形で、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行された。この法律により、都市公園は初めてバリアフリー整備の対象となった。

都市公園の多くには、児童遊具広場が整備されているが、バリアフリー法施行から 10 年以上たった現在も、「だれもが遊べる児童遊具広場」のように、障がいの有無や国籍などの違いに関わらず、あらゆる児童と一緒に遊べる広場は、残念ながらきわめて少ない状況である。

都内では、国営昭和記念公園（わんぱくゆうぐ）や、都立砧公園（みんなのひろば）などで整備されている。

【解 説】

1970 年代後半から、国連の「障害者の権利に関する宣言」採択（1975 年）や、「完全参加と平等」をテーマとする「国連障害者年」（1981 年）、さらには 1983 年から 1992 年にかけての「国連・障害者の十年」といった国際的な取り組みが展開され、これを契機に我が国のバリアフリー対策も本格的に進展していくことになる。アメリカのロン＝メイス（Ron Mace）氏がユニバーサルデザインを提唱したのもこの頃である。

我が国でも、平成 6（1994）年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」、平成 12（2000）年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定され、建築物、公共交通機関及び公共施設のバリアフリー化が推進された。さらに、平成 18（2006）年には、上記 2 つの法律を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行された。

都市公園については、移動等円滑化が必要な公園施設（特定公園施設）を公園管理者等が整備する際の基準として「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成 18（2006）年国土交通省令第 115 号）」を定め、初めて法的拘束力をもつ都市公園のバリアフリー化が実施されることになった。

都立公園については、「東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例（平成 24（2012）年）」、同条例施行規則（平成 24（2012）年）」が定められている。さらに、「東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル 平成 31（2019）年 3 月改訂版」が定められている。

しかし、「だれもが遊べる児童遊具広場」のような施設は、まだ整備事例が少ない状況である。

(3) 全国の「だれもが遊べる児童遊具広場」の現状

全国では、国営公園やいくつかの自治体で、先進的な事例がみられる。国営明石海峡公園や国営備北丘陵公園では、車いすでも楽しめる大型複合遊具などが導入されているほか、利用上の情報提供などに工夫がみられる。

また、自治体では、北海道札幌市の藤野むくどり公園、岩手県一関市の一関遊水地記念緑地公園などに先進的な事例がみられる。

しかし、都内同様、整備事例はあまり多くない状況である。

【解 説】

先進的な取組が行われているのは国営公園である。バリアフリー法の制定などを背景に、率先して整備している。都内の国営昭和記念公園をはじめ、国営明石海峡公園（淡路地区）、国営備北丘陵公園などにも、バリアフリーやユニバーサルデザインの考えた大型え方に基つい複合遊具などが導入されている。

全国の自治体では、以下のような事例がある。

- ・北海道札幌市の藤野むくどり公園＜巻末参考資料 参照＞

（小さな街区公園だが、地域の方や町内会の賛同により誕生した。1996年の開園で、「だれもが遊べる児童遊具広場」の草分け的存在である。）

- ・岩手県一関市の一関遊水地記念緑地公園＜巻末参考資料 参照＞

（一関市と国際姉妹都市であるオーストラリア連邦、クイーンズランド州セントラルハイランズ市によって設置され、一関市に寄贈された公園である。ユニバーサルデザインに先進的なオーストラリアのノウハウが活かされている公園である。）

- ・熊本県の水俣広域公園

（地球環境問題の提唱地として「環境」と「健康」をテーマに、高齢者の方も障がいのある方も、誰でも共に集い、憩える公園として熊本県が整備した。）

なお、上記内容を含む全国の事例として「みーんなの公園プロジェクト」「公園を知る＜国内事例＞」には、以下のような事例が紹介されている。

- ・国営公園（昭和記念公園、明石海峡公園、備北丘陵公園）
- ・北海道札幌市「藤野むくどり公園」
- ・静岡県富士市「富士山こどもの国」
- ・愛知県名古屋市「とだがわこどもランド」

＜注：都市公園ではなく、管理・運営は社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会である。＞

- ・岡山県岡山市「浦安総合公園」子ども夢が島
- ・鳥取県米子市「弓ヶ浜公園」みんなの遊具広場

（[みーんなの公園プロジェクト：トップページ](https://www.minnanokoen.net/)
[\(https://www.minnanokoen.net/\)](https://www.minnanokoen.net/)）

(4) 海外の「だれもが遊べる児童遊具広場」の現状

海外、特にアメリカでは、「障がいをもつアメリカ人法（ADA）」の制定などにより、インクルーシブなプレイグラウンドの整備が進んでいる。

ニューヨーク市では、ユニバーサルデザインに配慮した遊具導入を 40 年以上前から行っており、常に改良への取組が行われている。

（巻末参考資料 参照）

【解 説】

福祉政策の大きな流れは、世界大戦が終了した 1940 年代から 1950 年代にかけて、戦争での負傷者救済が一つのきっかけになって動き出したといわれている。こうした福祉政策の潮流は、特に北欧や西欧、アメリカなどで進展し、「だれもが遊べる児童遊具広場」は、アメリカ、オーストラリアなどで多くの整備事例がみられる。

アメリカでは、1984 年に、米国初のユニバーサルデザインによる遊具広場「Playground for All Children」（ニューヨーク市）が整備された。その後、1990 年の障がいをもつアメリカ人法（ADA=Americans with Disabilities Act of 1990）の制定や、公園遊具メーカーのユニバーサルデザイン遊具の開発競争、NPO や市民グループの熱心な活動などを背景に、次々とインクルーシブなプレイグラウンドが整備されてきた。

このように、40 年前から取組が進んでいるアメリカであるが、今でも整備や改良に向けての取組が積極的に行われている。ニューヨーク市の公園・レクリエーション局には、専属の職員としてアクセシビリティコーディネーターがいて、新規整備や改良の際に、指導やアドバイスを行っている。

また、オーストラリアでは、各州の行政の福祉部局やアメリカ同様、NPO 法人などの活動により、先進的な事例がみられる。

クイーンズランド州では、同州の障がい者部局（DSQ：Disability Services Queensland）が中心となり、州をあげてのプロジェクトが進んだ。そのきっかけとなったのが、州都ブリスベンから北へ 100km、カラウンドラ市にあるパイオニア・パークの一角に整備された「障がいの有無を問わないすべてのこどものための遊び場（All Abilities Playground）」である。2006 年に整備され、2007 年には、州による呼びかけや予算措置などによりケアンズ市など州内の 16 か所で整備が進められ、4 年がかりで完了している。

（巻末参考資料 参照）

2 整備に向けての課題

これまで、児童遊具広場は数多く整備されてきているが、「だれもが遊べる児童遊具広場」については、まだ整備事例も少ない状況である。そのため、広場の性格や必要な整備費、アクセシビリティや安全性の確保、管理の在り方などについて知られていないことも多い。

こうした背景を踏まえ、「だれもが遊べる児童遊具広場」を、今後、都内の都市公園等に整備、拡充していく上で、ハード・ソフトにわたる以下のような課題をあげることができる。

- (1) 「だれもが遊べる児童遊具広場」の理解不足
- (2) 地域との連携
- (3) 整備コストの適正化
- (4) 遊びの価値を高める工夫
- (5) 継続的な改善

【解 説】

「だれもが遊べる児童遊具広場」の整備、拡充は簡単に行えるものではない。着実に課題を解決しながら、進んでいくことが必要である。

(1) 「だれもが遊べる児童遊具広場」の理解不足

「だれもが遊べる児童遊具広場」は、特別な遊具を設置する広場だと考えられている。そのため、自治体によっては整備に慎重な場合も多い。本来公園はだれでも利用できるものであり、障がいの程度によっては、アクセシビリティ※の改善や保護者等の協力次第で一般の遊具を利用することも可能である。まずは、みんながその特性を理解し、障がいの有無に関わらず、こどもたちが一緒に遊ぶことの大切さを整備計画に反映することが課題となる。

※アクセシビリティ：近づきやすさ。利用のしやすさも含む。

(2) 地域との連携

公園の遊び場は地域と密接に結びついている。整備の前段階から、想定される公園利用者や周辺の住民の方々と意見交換やワークショップなどを開催する体制を構築することが課題となる。また、整備後は、地域が見守っていく機運をつくり出すことも重要である。

(3) 整備コストの適正化

「だれもが遊べる児童遊具広場」で使用する遊具は、通常の遊具よりも割高なものが多い。ユニバーサルデザインに配慮した遊具は、国産、輸入製品共に開発途上の製品群であり開発コストがかかっている。また、生産数量から考えても量産効果が得られにくい製品群となっている。そのため、費用対効果を考慮しながら、ユニバーサルデザインと通常のデザインを使い分け、広場の整備拡充による遊具の増産や普及等を通じて、整備コストの適正化を図ることが課題である。

(4) 遊びの価値を高める工夫

「だれもが遊べる児童遊具広場」に限らず、遊び場の安全確保は必須の課題であるが、都内の都市公園の遊具広場では、単純なハザード（有害な危険）はほぼ取り除かれてきた。次の段階として、遊びの価値を高めるには、リスクの評価が重要となる。健常児にとってはリスクであっても、障がい児にとってはハザードであったり、またその逆もあり得る。大切なのは、それによって得られるベネフィット（利益）を踏まえて、単純にハザードとして捉えるのではなく、許容できるリスクか、許容できないリスクか、運営面を含めてどうすれば許容できるのか、という考え方（リスクベネフィットアセスメント※）を推進する必要がある。

※リスクベネフィットアセスメント：危険性と利益の両方について影響を評価する考え方

最終的には、地域社会や公園管理者等が許容できるか、できないかという点にも関わってくるので、前述の「遊具広場への理解」「地域との連携」とも深く関連する課題である。

なお、既設遊具広場の改修における、従来から人気のある遊具の撤去・入れ替えにはリスクとハザード、ベネフィットに対して十分検討し、遊びの価値の低下を招くことのないよう配慮する必要がある。

(5) 継続的な改善

「だれもが遊べる児童遊具広場」は、整備が終了した時点で完成する訳ではない。まだ整備事例も少ないことから、遊具の利用頻度、安全性、利用上のトラブル、緊急時への対応、公園内のアクセシビリティ等、供用が開始されてから新たな課題等が提起されることが想定される。また、情報の発信、プレイワーカーや参加プログラムの提供を含む運営が、利用の促進に結びついているかを確認する必要がある。

そのため、モニタリングなどを通じて利用状況を把握し、課題等を継続的に改善していくことが必要である。